

【Ver.1】2020年07月18日
 【Ver.2】2021年03月10日
 【Ver.3】2021年09月03日
 【Ver.4】2021年12月18日

一般社団法人 日本作業療法士協会

COVID-19 影響下での対面による協会事業および会議の開催基準 / 協会会議室の使用基準

【Ver.4】

COVID-19 影響下での協会事業及びそれに関わる各部・委員会等の会議・打合せ等は、Web 会議システムを用いた開催を第一優先とする。

対面による協会事業実施や会議を開催する場合は、以下の I に示す基準に基づき、招集する部長・委員長等の責任者が会議の必要性について十分に検討し、参加を「希望しない」／「参加できない」者のために Web 会議システムを併用することを標準として、必要な手続きを行う。

なお、この基準は、今後の感染患者発生状況や国・都道府県の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

I. COVID-19 影響下での対面による協会事業および会議の開催の基準等

1. 対面による協会事業および会議の開催可能基準

1) 対象会員の個人における条件

- ①勤務先の所属長の許可を得ていること
- ②対象会員がワクチン（ファイザー社等）接種の 2 回以上を完了し、2 回目接種後 2 週間を経過していること
- ③開催 14 日前より自身の健康観察を実施し、サーベイランス表（COVID-19 感染対策/作業療法業務について Ver.3 を参照）等で管理を行うこと
- ④対象会員およびその周辺（家族や職場等）において、濃厚接触者およびその疑いがある場合は、保健所の指示による PCR 検査を行い陰性であること、もしくは 18 日間の経過後とすること

2) 開催地、対象会員の居住地・勤務先等の条件（※A もしくは B のどちらかが条件を満たしていることとする）

【A】

- ①都道府県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていないこと
 - ②都道府県をまたぐ移動の自粛要請が発令されていないこと（県知事等による）
 - ③直近 1 週間の 10 万人あたりの陽性者数： 2.5 以下
- ※各都道府県の数値は、（参考）厚生労働省：都道府県の医療提供体制等の状況をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

【B】

- ① 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が 2021 年 11 月に公表した「新型コロナ感染状況の新指標」をもとに、各自治体が判断したレベル 0 もしくは 1 であること（右図を参照）

レベル	状況	対策
4 避けたい	一般医療を大きく制限してもコロナ対応ができない。最大確保病床数を超えた入院が必要な状況	<ul style="list-style-type: none"> ■さらなる医療の制限 ■「災害医療」的対応として、国が都道府県を支援・調整
3 対策を強化	一般医療を相当制限しなければコロナ対応が不可。これまでの「ステージ 3~4」に相当	<ul style="list-style-type: none"> ■大都市圏では緊急事態宣言 ■集中検査、飲食店営業やイベント開催の制限 ■地方部ではまん延防止等重点措置も含めた措置
2 警戒を強化	新規感染者が増加傾向、病床増で適切に対応可能	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体が必要な対策に着手 ■保健所の体制強化 ■病床を段階的に確保 ■感染リスクの高い行動回避を呼び掛け
1 維持すべき	一般医療が安定的に確保され、新型コロナにも対応可能	<ul style="list-style-type: none"> ■ワクチン接種の推進 ■医療提供体制の強化 ■基本的な感染対策の継続 ■日常生活・社会経済活動の回復が可能
0	新規感染者なし	

新型コロナウイルス感染状況の新指標

2. 対面による協会事業および会議の開催手続きについて

- 1. 対面による協会事業および会議の開催可能基準で、1) 対象会員の個人における条件と 2) 開催地、対象会員の居住地・勤務先等の条件（※A もしくは B どちらかが条件を満たしていることとする）を満たすこととし、協会事業または会議を招集する部長・委員長等の責任者が十分に開催の必要性を検討する。（判断が迷う際、三役へ要相談）対面による協会事業および会議の開催が必要と判断された場合、別紙「COVID-19 影響下での対面による協会事業および会議開催申請書」を作成し、会議開催の場合は 2 週間前を目途に事務局へ提出する。（協会事業の場合、提出時期の検討が必要なため、三役に要相談とする）会長・事務局長は、その申請書を受け必要性を認めた場合は対面による協会事業および会議を行うことができる。
- ただし、感染状況によっては、直前に開催可否等の判断が変更になる可能性もある。

3. 対面による協会事業および会議開催時の留意事項

- ① 手洗いの徹底。
- ② 手指の消毒設備を設置する。
- ③ マスク着用を必須とする（不織布マスクの推奨）。
- ④ 咳エチケットの励行を呼びかける。
- ⑤ 会議の合間に適度な休憩時間を設け、換気を十分に行う（1 時間に 10 分程度）。
- ⑥ 参加者の検温による発熱者の特定などを行い、軽度であっても発熱や咳・咽頭痛などの症状がある方は参加をお断りする（事前に周知する）。
- ⑦ 2 週間以内に国外（感染流行国）や国内の集団感染施設等に旅行・出張した方は、参加を控えてもらうよう事前に周知する。
- ⑧ 会場及び待合場所等における 3 つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する。
- ⑨ 人との人と間隔を 2m 目安に確保する。特に基礎疾患がある方に配慮する。

- ⑩ 大声での発声、歌唱、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する。
- ⑪ 感染が発生した場合に備え、会議参加者の名簿（議事録）を作成し、連絡先を適正に管理する。
- ⑫ 会議開催の前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかける。
- ⑬ 厚生労働省が配信する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを奨励する。
- ⑭ 対面会議では参加を希望しない／参加できない者のために Web 会議システムを併用する。
- ⑮ 会議開催の前後に懇親会は行わない。

※ワクチン接種を完了している場合においても、感染を完全に予防することができるわけではなく、また、人の移動によってウイルスを蔓延させてしまう可能性があるため、上記留意事項は厳守すること。

4. 会議室の使用可能人数と座席配置について

- ① 会議室の本来の収容人数の 50%程度を目安として、会場選定を行う。
- ② 貸会議室等で、すでに COVID-19 影響下での定員を再設定している場合は、それに従う。
- ③ 十分なソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識した会場レイアウトを行う。
※下記、協会会議室の座席レイアウトを参照にレイアウトの工夫をする。

II. 協会会議室の使用基準

1. 協会会議室の定員基準

- ・以下に示す定員を超える会議等は開催することができません。
- ・ソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識した会場レイアウトを行い、会議を開催する。

会議室	定員（収容率 50%程度以内）	面積	備考
3階 301 会議室	口の字 12名 スクール 20名	82 m ²	口の字（長机 12 台） ※長机 1 台につき 1 名着席 スクール（長机 10 台） ※長机の間隔を取って設置
3階 302 会議室	5名	27 m ²	口の字のみ

2. 協会会議室の座席レイアウト

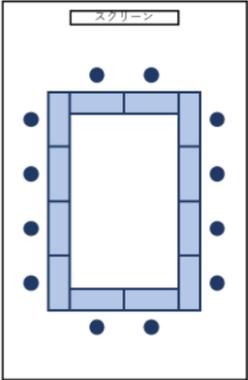
【3階 301 会議室】

3階301会議室

約82m²

口の字

定員12名（長机12台）
※長机1台につき1名着席

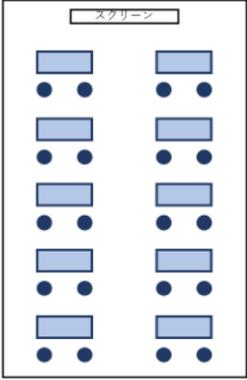


3階301会議室

約82m²

スクール

定員20名（長机10台）
※長机の間隔を取って設置



【3階 302 会議室】

3階302会議室

約27m²

口の字

定員5名

